

陸上競技場の年間練習について

1 対象施設

- (1) 王山運動場 陸上競技場 (100m4 レーン、400m2 レーン)
- (2) 前橋総合運動公園 陸上競技・サッカー場 (400m8 レーン)

2 使用料 (平成 30 年 4 月 1 日～)

(1) 王山運動場

区分		6 時～ 9 時	9 時～ 12 時	12 時～ 15 時	15 時～ 18 時	時間外 (1h)
占有利用		1,620 円	1,620 円	1,620 円	1,620 円	540 円
※個人利用	一般	1 人 1 回につき 300 円				
	中学生以下	1 人 1 回につき 100 円				
年間練習	高校生以上	1 人	年額 1,610 円			
	高校生団体	1 団体	年額 1,610 円			
	中学生以下	1 人	年額 800 円			
	中学生以下団体	1 団体	年額 800 円			

※個人利用は、平成 30 年 4 月 1 日から新規導入。

(2) 前橋総合運動公園 陸上競技・サッカー場 (陸上利用の場合)

区分		6 時～ 9 時	9 時～ 12 時	12 時～ 15 時	15 時～ 18 時	時間外 (1h)
占有利用	一般	3,080 円	3,080 円	3,080 円	3,080 円	1,030 円
	高校生以下	1,540 円	1,540 円	1,540 円	1,540 円	510 円
個人利用	一般	1 人 1 回につき 300 円				
	中学生以下	1 人 1 回につき 100 円				
年間利用	一般	1 人につき年額 6,170 円				
	高校生以下	1 人につき年額 3,080 円				

3 年間練習の登録状況・利用状況 (平成 28 年度)

施設	区分		利用人数
王山運動場	高校生以上	45 人	4,958 人
	高校生団体	4 団体	
	中学生以下	8 人	
		6 団体	
前橋総合運動公園	一般	1 人	約 2,000 人
	高校生以下	57 人	

4 現在の課題

- (1) 現在、他施設においては、すべての施設で1回の利用についてその都度使用料を負担してもらう方式であり、他施設との公平性、適正な受益者負担の観点から問題がある。
- (2) 中学生以下の利用について、既に市立中学校には体育館・プール・グラウンド・テニスコート等の一般的な体育施設は既に設置されており、他競技では学校施設内で活動を行っていることから、その整合性を図る必要がある。
- (3) 年間練習制度は、占有利用がない場合に限り自由に個人利用ができる制度であるが、現行の制度では、許可書を持っていれば誰でも自由に競技場内に入ることが可能であり、投てき種目等を行う際の安全性の確保に問題がある。
- (4) 団体登録については、登録人数に上限がなく、また、代表者が申請をする方式であり、一人一人に許可書を発行する方式でないことから、利用者の確認が困難である。

5 改正案（平成 31 年度から）

案1 年間練習制度の全面廃止

(1) 改正案

区分		見直し内容	
年間 練習	一般	廃止	
	高校生	団体	廃止
	以下	個人	廃止

(2) 改正理由

上記の「4 現在の課題」(1)～(4)を解決するため。

案2 年間練習制度の一部見直し

(1) 改正案

区分		見直し内容	
年間 練習	一般	廃止	
	高校生	団体	廃止
	以下	個人	市内在住または在学に限り継続。 ※使用料は、別途検討する。

(2) 改正理由

高校生以下の利用については、本格的なトラックを備えた陸上競技場を各学校に整備することは財政、敷地面積の観点から難しく、学校施設と社会体育施設の両方を有効活用していく形が競技力向上の観点からみても効果が高いため。